

募集要項等の修正 新旧対照表

No	文書名	該当箇所					項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目							
1	募集要項	15	5	(3)			基準金利(提案用基準金利)	サービス対価A及びC～Fの合計金額を提案価格とすること。	サービス対価A～Fの合計金額を提案価格とすること。	誤記修正
2	募集要項	15	5	(3)			基準金利(提案用基準金利)	令和元(2019)年10月18日東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート	令和元(2019)年10月18日東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート	質問回答No110への対応
3	募集要項	17	7	(1)			本市の費用負担	本施設の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、上下水道)及び燃料費(自家発電用※設置する場合)	本施設の維持管理・運営に係る光熱水費(電気、ガス、上下水道)及び燃料費(※非常用自家発電を設置する場合)	誤記修正
4	募集要項別紙1 リスク分担表	22					別紙1 リスク分担表	(表中に※4なし)	表中に※4を追記	質問回答No23への対応
5	要求水準書	4	第1章	第4節	5	④	セルフモニタリングの実施	・要求水準未達が発生した場合、その内容、次期 (以下省略)	・要求水準未達が発生した場合、その内容、時期 (以下省略)	質問回答No31への対応
6	要求水準書	10	第2章	第1節	3	(2)	実施体制	① 既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者 総合的に把握し調整を行う「既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者」を定め、業務の開始前に本市に届けること。	① 既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者 総合的に把握し調整を行う「既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者」を定め、業務の開始前に本市に届けること。	誤記修正
7	要求水準書	13	第2章	第4節	3	①	完工後	・完工検査及び完成検査は、次のとおり実施すること。ただし、これらの規定に該当業務がない場合は、この限りではない。	・完工検査及び完成検査は、次のとおり実施すること。 (ただし、以下を削除)	質問回答No50への対応
8	要求水準書	20	第3章	第1節	5	(2)	主な特記事項	・事業用地の南西の富山市芸術文化ホールに隣接する一角に、11tウィング車2台分停車できるスペースを確保するとともに、職員通用口までは道路としての機能を残すこと。	・事業用地の南西の富山市芸術文化ホールに隣接する一角に、中規模ホールと芸術文化ホールで共用利用が可能な11tウィング車の駐車スペースを4台以上整備し、縦列駐車による計画も可能とする。 ・芸術文化ホールの北側道路は、職員通用口まで緊急車両(消防車、救急車)が通行できる道路幅を確保する。	個別対話結果
9	要求水準書	29	第3章	第1節	6	(2)	実施体制	① 中規模ホール施設整備業務統括責任者 総合的に把握し調整を行う「既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者」を定め、業務の開始前に本市に届けること。	① 中規模ホール施設整備業務統括責任者 総合的に把握し調整を行う「既存施設解体撤去・杭撤去業務統括責任者」を定め、業務の開始前に本市に届けること。	誤記修正
10	要求水準書	34	第3章	第5節	5	(1)	建設工事	・事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。	・事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間確認を行うこと。	誤記修正
11	要求水準書	49	第4章	第9節	(3)		要求水準	⑤ 開館時間及びその前後1時間は有人警備とし、最低警備員1名を常駐させること。 ⑥ 防災室に常駐し、施設への出入者の管理、電話の対応、来客者の対応、郵便物の受領等を行うこと。対応は丁寧に行うこと。 ⑦ 防災関連設備の運転操作、監視業務を行うこと。	⑤ 開館時間及びその前後1時間は有人警備とすること。警備員数は2名とし、防災室には1名を常駐させること。 ⑥ 防災室に常駐し、防災関連設備の運転操作、監視業務を行うこと。 ⑦ 施設への出入者の管理、電話の対応、来客者の対応、郵便物の受領等の対応を丁寧に行うこと。	個別対話結果
12	提案審査様式集Ⅲ						様式1-2-1-2 長期収支計画表	・提案用基準金利は、令和元年10月〇日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として(以下省略)	・提案用基準金利は、令和元年10月18日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として(以下省略)	誤記修正
13	提案審査様式集Ⅲ						様式1-2-1-3 a-1 施設整備費内訳書	B. アスベスト撤去費	B. アスベスト対策費	個別対話結果

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
14	提案審査 様式集 Ⅲ							様式1-2-1-3 a-1 施設整備費内訳書	「合計(A+B+(参考)+C)」	(対象となる行を削除)	質問回答No86への対応
15	提案審査 様式集 Ⅲ							様式1-2-1-3 a-2 サービス対価内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 2. アスベスト撤去費 様式1-2-1-3 a-1 施設整備費内訳書の「B. アスベスト撤去費」 ■工事出来高 2. アスベスト撤去費(サービス対価B)…② ■各年度の支払額の計算 2. アスベスト撤去費 	<ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 2. アスベスト対策費 様式1-2-1-3 a-1 施設整備費内訳書の「B. アスベスト対策費」 ■工事出来高 2. アスベスト対策費(サービス対価B)…② ■各年度の支払額の計算 2. アスベスト対策費 	個別対話結果
16	提案審査 様式集 Ⅲ							様式1-2-1-3 b 工事費内訳書	合計(A+B)	合計(A+B+C)	誤記修正
17	提案審査 様式集 Ⅲ							様式1-2-1-3 c 維持管理費内訳書	建物・建物設備修繕更新業務維持管理業務	建物・建物設備修繕更新業務	誤記修正
18	提案審査 様式集 Ⅲ							様式1-2-1-4 a サービス対価E支払計画表	基準金利は、令和元年10月〇日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として(以下省略)	基準金利は、令和元年10月18日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として(以下省略)	誤記修正
19	事業仮契約書(案)								ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。	ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動、解体撤去・抗撤去業務の業務範囲等の見直しによる改定による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。	趣旨明確化
20	事業契約書(案)	12	第38条	第2項				解体撤去・抗撤去業務及び施設整備業務に係るサービス対価の支払い	市は、要求水準書に従い本件工事(施設整備)に係る出来高明細書が令和4年3月15日までに事業者から提出された場合、かかる出来高明細書の内容を確認するために中間検査を同年3月末日までに行う。市は、中間検査の結果に従い、別紙5に規定するサービス対価のうちサービス対価〇を、4月15日までに支払うものとする。	市は、要求水準書に従い本件工事(施設整備)に係る出来高明細書が令和4年3月15日までに事業者から提出された場合、かかる出来高明細書の内容を確認するために中間確認を同年3月末日までに行う。市は、中間確認の結果に従い、別紙5に規定するサービス対価のうちサービス対価〇を、別紙5に定める期限までに支払うものとする。	質問回答No93、No108への対応
21	事業契約書(案)	15	第49条	第2項				本施設の修繕等	事業者は、維持管理期間中、契約関係書類、長期修繕計画及び修繕計画に従い、本施設の修繕等(大規模修繕を除く。)を行うものとする。事業者は、長期修繕計画及び修繕計画に記載のない修繕等を行う必要が生じた場合、市に対してその内容その他市が必要と認める事項を通知し、自己の費用及び責任において適切な方法で修繕等を行うものとする。	事業者は、維持管理期間中、契約関係書類、長期修繕計画及び修繕計画に従い、本施設の修繕等(1件50万円(税抜)を超えないものに限る。)を行うものとする。(後段を削除)	質問回答No95、No96への対応
22	事業契約書(案)	15	第49条	第5項				本施設の修繕等	市は、維持管理期間中に本施設の大規模修繕が必要となった場合、自己の費用及び責任において大規模修繕を行うことができ、必要な場合には、事業者の維持管理業務の一部を中止させることができる。(以下省略)	市は、維持管理期間中に本施設の大規模修繕又は1件50万円(税抜)を超える修繕が必要となった場合、自己の費用及び責任において大規模修繕等を行うことができ、必要な場合には、事業者の維持管理業務の一部を中止させることができる。(以下省略)	質問回答No96への対応
23	事業契約書(案)	40	2	(1)				別紙5 サービス対価の構成 サービス対価C	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する調査・設計等に要する費用の100%並びに建設及び工事監理に要する費用の〇%※を加えた額を総額とし、その90%に相当する費用	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する事前調査費・設計費の100%並びに工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費のうち令和3年度工事出来高(〇%※)を加えた額を総額とし、その90%に相当する費用	趣旨明確化
24	事業契約書(案)	40	2	(1)				別紙5 サービス対価の構成 サービス対価D	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する調査・設計等に要する費用の100%並びに建設及び工事監理に要する費用の〇%※を加えた額を総額としその10%に相当する費用 「施設整備業務」に要する費用のうち、建設及び工事監理に要する費用の(100-〇)%※並びに屋外工事、舞台設備に要する費用を加えた額	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する事前調査費・設計費の100%並びに工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費のうち令和3年度出来高(〇%※)を加えた額を総額とし、その10%に相当する費用 「施設整備業務」に要する費用のうち、工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費の(100-〇)%	趣旨明確化

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考	
		頁	項目									
25	事業契約書(案)	41	3	(3)				別紙5 サービス対価の算定方法 サービス対価C	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する調査・設計等に要する費用の100%並びに建設及び工事監理に要する費用の〇%を加えた額を総額とし、その90%に相当する費用とする。	「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する事前調査費・設計費の100%並びに工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費のうち令和3年度工事出来高(〇%)を加えた額を総額とし、その90%に相当する費用とする。	趣旨明確化	
26	事業契約書(案)	41	3	(4)				別紙5 サービス対価の算定方法 サービス対価D	以下の費用の合計額により構成される。 「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する調査・設計等に要する費用の100%並びに建設及び工事監理に要する費用の〇%を加えた額を総額とし、その10%に相当する費用。 「施設整備業務」に要する費用のうち、建設及び工事監理に要する費用の(100-〇)%並びに屋外工事、舞台設備に要する費用を加えた費用。	以下の費用の合計額により構成される。 「施設整備業務」に要する費用のうち、着工前に完了する事前調査費・設計費の100%並びに工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費のうち令和3年度工事出来高(〇%)を加えた額を総額とし、その10%に相当する費用。 「施設整備業務」に要する費用のうち、工事監理費、建設工事費(一般備品等整備費を除く)及び共通費の(100-〇)%。	趣旨明確化	
27	事業契約書(案)	42	3	(7)				別紙5 サービス対価の算定方法 消費税等相当額	市は、各サービス対価の支払いの都度、当該サービス対価及び光熱水費相当額に係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。	市は、各サービス対価の支払いの都度、当該サービス対価に係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。	質問回答No107への対応	
28	事業契約書(案)	42	4	(2)				別紙5 サービス対価の支払方法 サービス対価C	市は、事業契約書等の規定に従い、事業者から提出された出来高明細書に基づき施設整備業務の中間確認を行い、令和4年4月15日までに事業者に対してサービス対価Cを一括で支払う。	市は、事業契約書等の規定に従い、事業者から提出された出来高明細書に基づき施設整備業務の中間確認を行い、令和4年4月に事業者に対してサービス対価Cを一括で支払う。	趣旨明確化	
29	事業契約書(案)	43	5	(3)				別紙5 支払手続 サービス対価D	事業者は、事業契約書等の規定に従い市の完成確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領し、市に本施設を引渡した日から7日(閉庁日を含まない。)以内に、速やかに市に対してサービス対価Eの請求書を提出する。	事業者は、事業契約書等の規定に従い市の完成確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領し、市に本施設を引渡した日から7日(閉庁日を含まない。)以内に、速やかに市に対してサービス対価Dの請求書を提出する。	質問回答No109への対応	
30	事業契約書(案)	45						別紙6 サービスの対価の改定方法 解体撤去・杭撤去業務の業務範囲等の見直しによる改定		2 解体撤去・杭撤去業務の業務範囲等の見直しによる改定 (1)改定の対象となるサービス対価 サービス対価A及びB (2)改定方法 業務の実施に伴い、サービス対価A又はBの対価として予定していた業務の実施が困難であった場合などに、市と事業者との協議結果に基づいて、業務範囲等を変更し、サービス対価A又はBの見直しを行い、かかるサービス対価の増額又は減額を行うことができる。この場合における増減額の算出は、かかるサービス対価の算出において用いられた事業者提案等に記載された根拠を用いて行うものとする。 解体撤去業務に伴うアスベスト撤去費が、事前調査等の結果、サービス対価Bの算出において用いられた事業者提案等に記載された根拠と異なることが判明した場合、市と事業者は協議を行い、事業者提案等における対価算出根拠等を用いてサービス対価Bの見直しを行うことができる。 解体撤去・杭撤去業務に伴う最終的な杭の撤去範囲が、市と事業者の協議結果に基づき変更となった場合、残置した杭の本数、杭種に応じて、事業者提案等において用いられたサービス対価Aの算出根拠を用いて杭抜き、埋戻し充填、土壌汚染対策費用の減額金額を算出したうえで、当該金額をサービス対価Aから減額する。 減額計算の前提となる杭長、杭径、杭種は、既存施設の設計図面及び現地杭抜き工事の実績を基に決定する。 (3)支払方法 既存施設解体撤去・杭撤去業務の業務内容又は業務範囲の見直しによる改定を行う場合にあっては、その増額又は減額対象の業務内容によりサービス対価A又はBを増額又は減額して支払いを行う。		趣旨明確化
31	事業契約書(案)	46						別紙6 サービスの対価の改定方法 金利変動による改定	2 金利変動による改定	3 金利変動による改定	趣旨明確化	
32	事業契約書(案)	46						別紙6 サービスの対価の改定方法 金利変動による改定	ただし、金利変動による改定が行われ、サービス対価Fが市の想定金額(本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額)を超えた場合、市は、サービス対価Eの初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。	ただし、金利変動による改定が行われ、サービス対価Eが市の想定金額(本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額)を超えた場合、市は、サービス対価Eの初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。	誤記修正	

No	文書名	該当箇所						項目等	修正前	修正後	備考
		頁	項目								
33	事業契約書(案)	47						別紙6 サービスの対価の改定方法 業務内容又は業務範囲の見直しによる改定	3 業務内容又は業務範囲の見直しによる改定	4 その他業務内容又は業務範囲の見直しによる改定	趣旨明確化
34	土地売買に関する基本協定書(案)	1	3条	3項				売買物件等の確定等	土地売買契約は、大要別紙2の内容によるものとし、市及び事業者は、第2条に定める期限、土地売買契約を締結するものとする。	土地売買契約は、大要別紙2の内容によるものとし、市及び事業者は、第2条に定める期限までに、土地売買契約を締結するものとする。	質問回答No116への対応
35	土地売買に関する基本協定書(案)	2	4条	3項	3号	脚注2		違約金	(記載なし)	2 余剰売却先事業者である「事業者」が複数の場合、74,000千円を売買予定の面積で按分してそれぞれの違約金とする。	趣旨明確化 質問回答No120 関連
36	土地売買契約書(案)	4	13条	1項				報告等の義務	市は、本売買契約の履行に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、その履行状況若しくは資産の状況に関して質問し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。また、市は、事業者の事前の承諾(事業者は、かかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しないものとする。)を得て実地に調査できるものとする。	市は、用途義務期間中、本売買契約の履行に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、その履行状況若しくは資産の状況に関して質問し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。また、市は、事業者の事前の承諾(事業者は、かかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しないものとする。)を得て実地に調査できるものとする。	質問回答No132への対応
37	土地売買契約書(案)	4	13条	2項				報告等の義務	事業者は、事業者について解散、合併、営業譲渡、営業停止、破産、民事再生又は会社更生の申立その他の事由が生じたときは、市に対して書面により当該報告をしなければならないものとする。	事業者は、用途義務期間中に事業者について解散、合併、営業譲渡、営業停止、破産、民事再生又は会社更生の申立その他の事由が生じたときは、市に対して書面により当該報告をしなければならないものとする。	質問回答No132への対応